

担い手育成総合支援協議会アクションプログラム

1 担い手育成等の基本方向

(1) 基本的な考え方

地域農業に関わる多様な主体が存在する中で、農業の持続的な発展のためには、地域農業の担い手として認定農業者等の確保を図り、経営改善支援等により経営基盤の強化を進め、経営管理能力の高い効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。

さらに、農業従事者の高齢化、担い手の不足、兼業農家が多い地域等においては、地域の合意形成による営農（集落営農）を進めていく。

また、経営の法人化を進め、法人経営としてのメリットを活かし得る経営体を育成するとともに、農用地の担い手への利用集積や遊休農地対策を進め、農用地の有効活用を一層推進するものとする。

(2) 認定農業者の育成・確保の推進

地域農業を担う効率的・安定的な農業経営の育成を図るため、地域農業の中核的な担い手としての認定農業者の確保・育成を進める。

ア 地域担い手育成総合支援協議会や市町村営農支援センター等（以下「地域担い手育成総合支援協議会等」という。）と連携して、市町村基本構想に定める認定農業者育成目標の達成に向けて認定候補者の特定、戸別訪問等により、認定農業者制度の一層の理解の促進と認定申請のサポートを進める。

イ 経営相談、経営診断、経営実態情報の提供等の認定農業者が行う経営改善に向けた支援活動を地域担い手育成総合支援協議会等と相互に連携して実施する。

ウ 計画有効期限が到来する認定農業者については、当初計画の達成状況の把握や新たな計画の作成を支援し、市町村ごとの一括再認定を推進する。

(3) 集落営農組織の組織化・法人化の推進

中山間地域等の担い手が不足している地域を中心に、地域合意に基づき地域の農業者が参加する集落営農組織の育成を推進する。

ア 担い手が不足する地域等における農業生産の維持・発展を図るため、営農アドバイザーや農業改良普及センターのスペシャリスト等による指導・支援を行い、集落（地域）等の状況に応じた集落営農の組織化・法人化を進める。

なお、推進にあたっては、既存の農業機械共同利用組織や農業作業受託組織などによる活動実績がある集落、品目横断的経営安定対策等の新たな対策に向け新規に集落営農の組織化を進める集落等を重点的に支援する。

また、品目横断的経営安定対策の対象となる集落営農組織の設立に向けては、集落アンケートの実施、研修会の開催、日常的なアドバイス等の支援を行うとともに、各種助成事業の活用を図り、自主・自立的な農業経営の発展を目指すことができるよう支援を進めるとともに、各地域への波及に努める。

イ 先進的な集落営農組織の情報収集・情報提供とともに、集落営農推進リーダーの掘り起こしや活動強化に向けた各種研修会を開催する。

ウ 農地の有効活用、担い手不足に対応した農業生産等を図るため、関係機関・団体の合意の基に市町村公社やJAによる農地保有合理化事業及び、市町村公社による農作業受託、JA出資法人による農業生産等地域農業の維持・確保や新規就農者等の受け入れ体制を整備する。

(4) 農業経営の法人化の推進

効率的・安定的農業経営体として更なる経営発展を図るため、経営実態に応じ、多様な農業経営の法人化を推進する。

- ア 農業経営の法人化の促進と、既存法人の経営改善等を支援するため、農業経営コンサルタントを設置し、個別相談活動を実施する。
- イ 長野県農業法人協会の円滑な運営を支援するとともに、協会活動を通じた関係団体との連携強化、企業的経営感覚に優れた経営体の育成、新規就農希望者の法人への就業及び農業研修受入体制の整備等を推進する。
- ウ 市町村段階の農業法人育成支援活動の展開による農業経営の法人化への促進を図る。

(5) 地域営農システムづくりの推進

意欲的な農業経営者と兼業農家や高齢農家などが相互に補完し合い、持続的な農業生産の展開を可能にする仕組みづくりを地域の実情に即して推進する。

- ア 地域営農システムづくりの促進を図るため、関係機関・団体が構成する「地域営農システム推進会議」を県段階及び地方事務所段階に設置し、関係機関・団体が連携して市町村における取り組みを積極的に支援する。
- イ 地域における地域営農システムが円滑に機能するよう研修会・研究会等の開催や市町村営農支援センター（地域担い手育成推進協議会）等の体制強化、企画・調整機能の充実と活動促進、各種アドバイザーによる地域レベルにおける活動支援を行う。
また、平成19年度から新たに実施される担い手育成支援関係事業を活用した担い手育成活動が展開できるよう市町村営農支援センター（地域担い手育成推進協議会）への支援を行う。
- ウ 品目横断的経営安定対策の加入推進により、土地利用型農業の経営安定と担い手による農業振興を図るため、長野県水田農業推進協議会等と連携を図り、関係機関・団体が一体となって、品目横断的経営安定対策の対象となる認定農業者・集落営農組織の育成を推進する。
- エ 集落等においては、農業機械の共同利用、農作業受託や協業など地域の実情に応じた組織体制により農業生産が行われている。国の支援対象が担い手に集約・集中化する中で、地域農業の担い手として、集落営農組織の特定農業団体化・法人化を進める必要があることから、地域の現状・課題を的確に把握し、将来方向を定めるなかで、地域の合意形成を基に持続的かつ発展的な経営展開が可能な集落営農組織の育成・確保を推進する。
- オ 地域営農システムづくりにあたっては、水田を中心とした地域においては認定農業者、集落営農組織の育成、園芸作物を中心とした地域においては労働力補完体制の整備など、それぞれの地域の実情や課題、作物ごとの課題に対応した取り組みを推進する。

(6) 農地の利用集積等の促進

農地の利用集積を促進するため、体制整備や関連事業の効果的な活用により認定農業者、集落営農組織等地域農業の担い手への農地の利用集積を促進する。

ア 農地の利用集積の促進

- (ア) 認定農業者等への利用集積を促進するため、関係機関・団体が連携を図り、農地流動化情報を集約・整理、地域の合意に基づく農地利用プランの策定や簡易なほ場整備等を推進する。
- (イ) 利用権設定等促進事業の円滑な実施や農地保有合理化事業、農作業受委託の推進を通じて、農地利用集積を促進する。
- (ウ) 認定農業者等の経営規模拡大に伴う負担を軽減し、一層の農地の利用集積を促進するため、認定農業者等への農地利用集積を進める農用地利用改善団体の活動に対し「集積促進費」を交付する担い手農地集積高度化促進事業の活用を図る。
- (エ) 長野県農業会議に設置されている「長野県農地情報管理センター」による農用地の権利設定と農業経営改善計画の内容等を一元的に管理する「担い手農家支援農地情報システム」の活用により、市町村の農地情報の把握、管理及びフィードバックを行い、より効果的な農用地利用調整活動を展開する。

(オ) 農地地図情報システム（マッピングシステム）の整備促進と活用により、効率的な農用地の流動化を進める。

イ 農地保有合理化事業の推進

(ア) 県農業開発公社、市町村農地保有合理化法人（市町村公社や農業協同組合）との連携・協調により、県下における農地保有合理化事業の実施体制の整備と強化を図り、円滑な農地流動化による担い手への利用集積を促進する。

(イ) 農地保有合理化事業（貸借）の実績のないＪＡ農地保有合理化法人については、実施体制の整備・強化を図る。

(ウ) 県農業開発公社については、県内農地保有合理化法人の指導的役割を果たすため、その強化に努めるものとする。

ウ 農地の遊休化の防止と遊休農地の活用推進

(ア) 県基本方針、市町村基本構想に位置づけられた具体的な遊休農地対策について、関係機関・団体が一体となり、遊休農地の解消・発生防止に取り組む。

(イ) 遊休農地の活用にとって、地域の実情に即した活用計画を策定し、農地としての活用が可能な遊休農地については、土地基盤整備等により再生活用を図り、認定農業者等担い手への利用集積を進め農業生産を図る。

なお、特定法人貸付事業を有効に活用して、株式会社やＮＰＯ法人等の農業参入による利用も図る。

一方、農業生産的利用が見込めない遊休農地については、市民農園、景観形成作物の導入等多面的活用による有効利用や、転用による林地化等も進める。

(ウ) 遊休農地の発生主な原因である担い手不足、労働力不足に対処するため、地域営農システムづくりを通じて、労働力や農用地の利用調整機能の強化を図る。

(エ) 遊休農地再生活活用総合対策事業や関連する土地基盤整備事業等を効率的に活用するとともに、「遊休農地解消月間」の設定やシンポジウムの開催などにより、遊休農地をなくす意識を喚起し、農地を適正に維持・管理する環境を整え、農用地の有効活用を促進する。

(オ) 中山間地域農業直接支払事業による地域の話し合いに基づく「集落協定」により、利用調整活動を通じた農地の有効活用と遊休農地の発生防止に努める。

(7) その他

ア 新規就農者の確保に向けて、関係機関と連携した支援活動等を実施する。

イ 担い手の農業生産を核とした加工、流通、販売、交流等の経営構造対策を推進するため、市町村等と連携した支援活動を実施する。

ウ 品目横断的経営安定対策の導入を踏まえ、更なる経営発展を目指す担い手の経営革新の取組に対する支援等を実施する。

2 アクションプログラムの実現のために必要な活動等に関する事項

本県では、地域農業の維持・発展を図るための農業構造の早期実現に向け、従来から関係機関・団体が連携して、農業構造政策の推進方針を定め、構造政策の組織的な実践活動を推進してきた。

これらの活動の成果を踏まえ、担い手の育成・確保とともに関係機関・団体が一層連携し、目的を共有しつつ、それぞれに積極的な推進活動を展開していくものとする。

さらに、地域担い手育成総合支援協議会等との密接な連携を進める。

3 平成19年度の活動計画・取り組み

担い手育成総合支援協議会を主体とした担い手の育成・確保活動の重要性が年々増している。平成19年度においては、「品目横断的経営安定対策」をはじめとする各種施策が

担い手を対象として実施されるため、今後の地域農業の持続的な維持・発展に向け、地域の農業を担う認定農業者、地域の多様な農業者が参画した集落営農等の組織化等の担い手の育成を進めていく。

また、地域段階においては、協議会組織の体制が整っていない地域もあり、体制整備に向けた啓発活動を展開し、全県的な担い手育成・確保に向けた体制を構築していく。

主な活動としては、以下のとおり。

(1) 認定農業者の育成・確保

「品目横断的経営安定対策」等の経営安定対策の円滑な実施を踏まえた担い手の育成・確保に向け、関係機関・団体と連携を図りつつ、地域農業の中核的な担い手として認定農業者への誘導を進めるための啓発・育成活動を実施する。

ア 認定農業者制度普及定着の促進

イ 認定農業者に対するフォローアップ活動の実施

(2) 集落営農の組織化及び農業法人の育成・確保

重点課題である集落営農の組織化、法人化に向け、集落営農推進リーダー等を対象にした研修会の実施及び重点地域における個別指導に取り組む。また、経営の実態に応じた多様な農業法人の育成・支援活動を実施する。

ア 集落営農組織の核となる人材育成活動の実施

イ 集落営農の組織化支援活動の実施

ウ 農業経営の法人化支援活動の実施

エ 農業法人設立後の経営体質強化活動の実施

(3) 農地の利用調整活動等に向けた支援

担い手への農地の利用集積を進めるため、農業委員会を中心とした農地の利用調整活動等に対し、支援活動を実施する。

ア 農業委員及び農業委員会に対する研修会等の開催

イ 担い手への農地集積活動の実施

ウ 遊休農地解消シンポジウムの開催及び表彰事業の実施

エ 優良事例等の情報収集・提供の実施

(4) 新規就農相談活動の実施

担い手の育成・確保を図るため、関係機関と連携して新規就農者に対する支援活動等を実施する。

(5) 経営構造対策推進活動の実施

担い手の農業生産を核とした加工、流通、販売、交流等の経営構造対策の総合的な推進を図るため、市町村等と連携して支援活動を実施する。

ア 合意形成・評価活動の実施

イ 経営構造対策事業実施地区に対する経営確立指導調査、点検評価等の実施

ウ 情報の収集活動及び提供の実施

(6) 経営革新の促進に向けた活動の実施

更なる経営発展を目指す意欲的な担い手の経営革新を促進するため、規模拡大や麦・大豆の生産集約を行う品目横断的経営安定対策に加入対象者に対し、経営革新の取り組みに対する支援を実施する。

ア 担い手経営革新計画の作成

イ 経営革新モデル経営に対する実証経費支援

ウ 特定対象農産物の生産集約に対する支援の実施

(7) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理の実施

収入減少影響緩和対策の円滑な実施を推進するため、品目横断的経営安定対策実施

要領に基づく積立金管理者の指定申請を行うとともに、加入者からの積立金の適切な管理を実施する。

(8) 担い手経営基盤強化総合対策の実施

担い手の農業経営の発展・改善を図るために地域担い手育成総合支援協議会が実施する農業用機械・施設等の導入等の投資費用に対する助成が適切に行われるよう市町村等の関係機関と連携して支援する。

(9) 年間予定

ア 認定農業者の育成・確保関係

- (ア) 経営改善講座（5回）
- (イ) 女性認定農業者の起業セミナー
- (ウ) 農産物直売所に関する法律・表示等研修会
- (エ) 農業税務研修会
- (オ) 認定農業者制度普及研修会
- (キ) コンサルタント活動の実施
- (ク) 啓発資料の作成

イ 集落営農の組織化及び農業法人の育成・確保

- (ア) 集落リーダー育成講座（5回）
- (イ) 集落営農の組織化支援活動（3回）
- (ウ) 農業法人経営改善研修会
- (エ) 農業生産法人実務研修会
- (オ) 啓発・推進資料の作成
- (カ) コンサルタント活動の実施

ウ 農地の利用調整活動に向けた支援

- (ア) 研修会の開催（基礎、特別、専門）
- (イ) 樹園地の流動化の促進
- (ウ) 遊休農地解消シンポジウムの開催
- (エ) 遊休農地解消機関・団体等表彰事業の実施
- (オ) 優良事例等の情報収集・提供活動

エ 新規就農相談活動の実施

- (ア) 就農支援関係機関との連絡会の設置
- (イ) 情報の一元共有のための検討

オ 経営構造対策推進活動の実施

- (ア) 合意形成・評価活動の実施
- (イ) 第三者協議会の開催
- (ウ) 経営確立指導調査、点検評価等の実施
- (エ) 情報提供活動

カ 経営革新の促進に向けた活動の促進

- (ア) 経営革新計画の作成
- (イ) 経営革新モデル経営体の公募と支援

キ 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理の実施

- (ア) 品目横断的経営安定対策の収入減少影響緩和交付金に係る積立金の適切な管理

ク その他

- (ア) 担い手育成に向けた情報提供活動、機関会議等の実施
- (イ) 地域協議会との連携等担い手の育成・確保に向けた活動

4 効率的かつ安定的な農業経営の現状と育成目標

	19年度 (19.6.30現在)	目標
		平成21年度
効率的農業経営体	9,458	9,500
うち認定農業者	6,747	7,200
うち農業法人	696	—
農業法人数(19.3.30現在)	696	—
集落営農(19.2.1現在)	215	470
うち特定農業団体	22	—
うち特定農業法人	5	—
担い手への利用集積面積(18年度末)	22,676	25,205
利用集積率	28.2%	32.1%

※ 集落営農欄の「うち特定農業法人」は、認定農業者欄中の「うち農業法人」及び「農業法人数」にも計上、さらに認定農業者欄の「うち農業法人」は、「農業法人数」にも計上